

教会礼拝が中止され、肩を落として立  
ち去るキリスト教徒ら

来イした学習院大法学院・法科大学院の草野芳郎教授ら日本の法律家・法学者とインドネシアの法律家・法学者の計十五人は二十五日、中央ジャカルタのプラザ・ガニ・ジュマットで日イの法制度について意見を交換する会合を開催した。インドネシア法に関心のある日本人法律家と日本法に関する法律家は正式な会の発足を目指して準備を進めており、定期的に勉強会などを実行することで、実効性の弱さや法解釈のあいまいさなどで企業活動の障害になつているインドネシアの法制度の改善へつなげたい考えた。

(関口潤 写真も)

## 「法制度分野で交流を」

ける主に民事部門の法整備を支援。〇七年から〇九年までは「和解・調停強化支援」プロジェクトを実施し、草野教授は短期専門家として関与した。会合は「これまでさまざまな場で知り合

つてきた日イの法律家たちをつなげる場を作つて、両国のプラスになることを目指す」(草野教授)試みだ。会合では今後、調停や訴訟、法律用語の訳語などの分野に分かれ、勉強会を開催していくことを確認した。

草野教授らは二十九日までインドネシアに滞在し、ジッド氏は「紛争を好まない文化があるインドネシアでは、日本の制度が適して

## 日イの法律家集う

「若手研究者招聘(hei)事業」で十、十一の両月に日本で研修をした法学者、弁護士らが出席した。

日本側からは草野教授のほか、学習院大法科大学院の稻田龍樹教授、同大東洋文化研究所の長尾賢P.D.C.O.、同研究員、神戸大大学院国際協力研究科に所属し、インドネシアの民事訴訟法が専門の在インドネシア日本大使館・身玉山宗三郎・政務専門調査員の四人が出席。インドネシア側からは日本学術振興会(JSPS)の

会合であいまいさつする草野教授(中央)と稻田教授(中央右)、長尾研究員(右から2人目)



## 和解を世界へ

普及活動続ける草野教授

三十五年間、日本各地の裁判官を歴任した草野教授は、任官当初に「和解判事になるなどと言われていた」と振り返る。だが「判決を下しても喜ばれず、和解すると喜ばれた経験から、和解の技術やノウハウを記した『和解技術論』を出版するなど、日本国内や海外へ和解制度を普及する試みを続けてきた。

〇七年からインドネシアとかかわり始めた。それまで米国の和解制度を取り入れても機能しないなかつたが、〇八年に日本の制度を参考にした最高裁規則が制定され、和解技術論のインドネシア語版も出版された。憲法やパンチャヤシラ(国家五原則)で調和の精神の重要性がうたわれ、各地ではムシャワラ(話し合い)の伝統があるが、司法制度面での精神が具体化されていなかつた。草野教授は今後も、和解制度の定着を目指して法律家との交流を続けていく。

機材故障で代  
スリウイジ

二十四日午後、リアイウ州ブカンバグ7231-20、航行中に油圧機に発生したとして、ラ州パレンバン(SJ)-041便のイン・マフムッド、イン空港へ代替

止を命じた。このため信者の個人宅での礼拝活動を余儀なくされている。最高裁は教会開放を命じる判決を下したが、

P(ラ・ブニードル)は支持を取り下げる。反ム保守系の福音正義党(PKS)が支持を表明するなど、政治問題化して